

金融検査マニュアル検討会「中間とりまとめ」に対する意見について

平成11年1月29日

文京区本郷5-18-3

日本公認会計士協会

1. 会計監査人の職務と責任の範囲について (2 ページ (1. (金融検査の位置づけ)))

「会計監査人は、…業務の健全性と適切性が確保されているか否かについて、厳正な外部監査を実施しなければならない。」と記述されているが、商法上の職務は財務諸表監査であり、業務の健全性と適切性を監査することではなく、職務の範囲を超えており、責任を負うことができない。

例えば、「会計監査人は、こうした内部管理体制を前提に、金融機関が財務諸表を適正に作成しているかどうかについて、厳正な監査を実施しなければならない。」とするのはどうか。

2. 外部監査について (2 ページ他)

上記1. の「外部監査」と第2部のⅡのリスク管理態勢チェックリスト (P24及びP28)、市場関連リスク管理態勢チェックリスト (P91)、システムリスク管理態勢チェックリスト (P115) に記述されている「外部監査」及び会計監査人の監査との関連が不明瞭である。「外部監査」の実施主体は、会計監査人を指すのか、会計監査人を含むが会計監査人に限らないのかも含めて明確にされたい。

3. リスク管理の対象範囲について (31 ページ (1. 1. (2)))

「金融機関と連結対象子会社及び持分法適用会社とを一体として統合的に管理することが重要である…」としているが、金融機関は持分法適用会社に対しては影響力を及ぼすことができるが必ずしも支配しているわけではないので、統合的管理が可能ではないと考えられる。

したがって、「及び持分法適用会社」を削除すべきである。何らかの形で持分法適用会社に触れる場合には連結子会社とは異なるトーンで記載すべきである。

4. 自己査定基準の関連部署について (39～40 ページ (Ⅲ. 1.))

自己査定基準の制定及び改正に当たってはとして、関連部署が記載されているが、自己査定基準が「企業会計原則」にも沿ったものということであれば、企業会計原則に関して金融機関の中で最も理解が深いと思われる企画部 (又は経理部、主計部)

の意見を踏まえる必要があるものと考えられる。自己査定基準の制定及び改正に当たって、企画部（又は経理部、主計部）の意見を踏まえたとしても、査定結果、償却・引当結果に当該部門の意向が反映されることにはならないものと考えられる。

「…監査部署（与信監査室、検査部等）及びコンプライアンスに関する統括部署の意見を踏まえた上で…」を「…監査部署（与信監査室、検査部等）、コンプライアンスに関する統括部署及び企画部の意見を踏まえた上で…」とするのはどうか。

5. 「業績が著しく低調」の判断について（53ページ（V. 4. (2)③ハ. (イ)））

「実質債務超過の状態を解消するために、原則として今後2年超の期間を要する場合は、「業績が著しく低調」であると判断」するとしているが、日本の企業は通常過少資本であり、実質債務超過の状態は必ずしも異常な状態とはいえない。また、実質債務超過の状態を解消するのに2年超を要する場合は「業績が著しく低調」とするのは硬直過ぎる。中小企業は利益水準が小さく、2年超では通常的に発生する可能性があり、5年超にすべきである。

6. 要注意先と判断して差し支えないものの判断基準について（53ページ（V. 4. (2)③ハ. (ロ)））

要注意先と判断して差し支えないものの判断基準として、

A. 経営改善計画等の計画期間が原則として5年以内であり…

B. 計画期間終了後の当該債務者の債務者区分が正常先となる計画であることとされているが、これらのガイドラインは厳しすぎるものと考えられる。

A. についてはもう少し幅をもたせて6～7年までを認めるような記述にし、また、B. については、再建計画終了時には債務者区分が要注意先となる場合であっても、金融機関等の支援を必要としない状態まで改善できる計画であれば合理的な再建計画とすべきである。

7. 正常先に対する債権について（59ページ（V. 4. (2)⑦イ.））

正常先に対する債権は原則として非分類とされているが、非分類以外の分類はないと考えられる。「原則として」を削除すべきである。

8. 債務者区分が破綻懸念先である株式の分類について（62ページ（V. 4. (3)、71ページ（IV. 3. (2)））

債権については破綻懸念先はⅢ分類とされているが、株式については特段の記載がない。また、償却についてもⅣ分類については記載があるが、それ以外についてはない。債務者区分が破綻懸念先である債務者の株式は、株式が債務よりも劣後であることからⅢ又はⅣ分類とすべきである。

71ページの株式の評価に関する基準の記載を債券の評価に関する基準と同様、Ⅲ分類された部分の記載を加える。

9. 償却・引当体制の整備等の状況について (66ページ (Ⅲ. 2.))

「自己査定体制の整備等の状況」と同じ記載になっているが、償却・引当の実施部署は専門的実務に精通した本部融資管理部等とするのが原則であるとする。

10. 貸倒引当金に関する基準について (67ページ (Ⅳ. 1.))

現状の記載では貸倒引当金に関する会計基準を金融監督庁が検査マニュアルで決定しているような記載となっている。会計基準の設定は、企業会計審議会等しかるべき機関に委ね、検査当局はその基準に準拠しているかを検査することとすべきである。検査当局はできる限り会計基準の設定に踏み込まないようにすべきである。

11. 破綻懸念先債権に係るキャッシュフローによる回収額について (75ページ (Ⅴ. 3. (2)②イ. (Ⅱ)))

「キャッシュフローによる回収額は、個別債務者毎に、税引前利益により今後5年間で回収が確実と見込まれる部分」とされているが、経営破綻に陥る可能性の大きい債務者であり、経営改善計画が合理的であり、かつ進捗状況が良好な債務者以外は、キャッシュフローを見込む期間として5年は長いものと思われる。

「経営改善計画の実現可能性が高い場合には、今後5年程度、それ以外の場合は今後3年程度のキャッシュフローを見込む」とすべきである。

以 上